

# 困つたなあ

に答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

娘が昔付き合っていた男に  
ストーカーされていて心配です…

娘がかつて付き合っていた男のことで相談に上りました。娘は今24歳。短大を卒業後、就職先で知り合った6つ上の彼と半年ほど付き合い、結婚したいと引き合わされたことがあります。陰気な感じで好きになりました。陰気な感じで好きになりましたが、奥手の娘には初めての男では非と言うので、交際を認めました。

いずれ婚約という矢先に「事件」は起こりました。深夜の電車内で痴漢をしたという容疑で男が捕まつたのです。本人はやつていないと言い、実際勾留後に釈放になりましたので、確かに冤罪だったのかもしれません。しかし娘としては、その時間帯

に無関係の方面の電車に乗つていたこと自体変に感じ、また自身で交際を通して気づくところがあつたのでしょうか。男が職場に居づらくなつて退職したこともあり、交際は自然に消滅しました。

しかしその半年後位からまた電話が来るようになり、娘が着信拒否をしたところ、今度は執拗にメールが来て、君が信用し

ました。まさに今世間で騒がれているストーカーだと思うのですが、この先どうすればよいでしょうか。

その手の話はよくあるのですが、娘さんとしては気持ちが悪くて怖いし、家族の皆さんも嫌ですよね。相手があることなので先が読めませんし。今やストーカーという言葉が氾濫をして、皆さん過剰に反応する傾向がありますが、実際のところは気がない相手にいつまでも関わっていても仕方ないのです。特に新たな就職先でうまくやれたり、女性でもできればそうです。

問題は、それらの当てがないと思い込み、将来に自暴自棄になつている場合です。失うものがない人間ほど怖いものはありませんので。極端なケースでは世間を騒がせるストーカー殺人になることもありますが、それは本当に例外です。

平成12年に成立したいわゆるストーカー規制法は、恋愛感情を元に本人ないしその親族につきまといや電話・メールなど一定の行為を反復して行う場合をストーカー行為と規定していま

す。ですから警察に訴える時

には、その旨の記録が必要です。警察がストーカー行為であると認めれば警告を発することができ、相手がそれに従わなかつた場合には禁止命令を出すことができます。相手がそれにすら従わずにさらにすれば刑事事件となり、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられます。意外に低い刑罰ですよね。もちろん「殺す」とか「職場におられなくしてやる」といった内容であれば別途脅迫罪が成立します。いずれにして

も証拠の積み上げが必要になります。

これ以上続くようなら、ご相談者から、あるいはどなたか信用できる共通の知人友人でもおられれば間に立つて話をしてもだそれが有効かどうかは相手の性格や環境にもよるので、一概には申し上げられませんけれど。結婚や離婚と同様、始めるのは簡単ですが、やめるのはなかなか難しいことがあります。でも婚約や結婚の前だったでなくも幸中の幸いだったかなと思いま